

泉水国賠ついでしん

12

交通権回復共同訴訟、判決言渡し期日が決定！



香月泰男「兎 Rabbits」, 1939

●久しぶりの「ついでしん」！ ●10月5日（木）午後1時10分、交通権回復のための共同訴訟・控訴審の判決です。●5月16日（火）の第2回口頭弁論は、1分もかからん「結審」で、「判決」の期日は「追つて知らせる」と裁判長。●「追つて知らせる」という意味は、安田好弘弁護士によると「一審の判決文を大きく書き換えるといふこと」でしょう。「通常の控訴審は、地裁判決につけ加えるかたちで、部分的に正否を述べることが多い。今回、判決期日を指定しなかつたのは、全面的に書き換える決意をしているからじゃないか」「いやらを勝たせるのであれば、判決文を書くのにあまり時間はかかるないでしょう」とのこと。（しかし、控訴審の藤山雅行裁判長は、行政に対して厳しい判決を、数多くだしている人なんだそうです。たとえば、外国人の在留権を争う入管関係など）●

●10月5日（木）午後1時10分、名古屋高等裁判所、1004号法廷で、明らかになります。是非！ 非常！ 判決言渡しに、お立ちあいください。（風）

面会記

8月28日（月）、泉水さんの面会に行つてきました。

泉水さんの身柄引受人である松岡由香子さんとJR岐阜駅で待ち合わせ、お昼の12時半すぎに岐阜刑務所に到着。午後の面会、一番乗りです。話によると、お盆の頃はけつこう混んだようですが、待合室はとても静か。やはりお盆の頃には家族は顔を合せたいんですね。

泉水さんは元気な様子で面会室に入つてきました。梅雨の頃のぜんそくも治まり、また虫歯も抜いたので、体調は良さそうです。

「病気なんかで病舎に6日以上入ると、1年無事故がもうえなくなるし、健康だけは自己管理しなきや」とのこと。

泉水さんは1995年、岐阜刑務所に収監されてから一貫して独居でしたが、昨年から雑居になり、雑居ならではの、神経をつかう苦労がありますよ、と苦笑いを交えて話されました。

「自分は刑務所生活が相当長いので慣れていて、他人同士のもめごとでしたら、私も対応できるんですが、自分がからむ

舟橋寛延

となるとなかなか難しいです。かといって、外へ行つて息抜きするわけにもいかないし。

受刑者同士でもめて問題になるとそれは大変なことなので、そこまで至らない水面下のいろいろがありまして

氣分転換になるかと詩吟のクラブ活動にも入つたのだが、いま無事故を失つていて、そうするとサークル活動にも出られない。泉水さんと出会い、一つひとつ刑務所の実態を知つていくと胸がふさがります。

義務付け請求訴訟に関してですが、（刑の順変を行なうという）執行権を検察がもつていて、そして、それが納得のいかないかたちで行なわれているのが現状。

こういうことを外に知つてもらう——裁判の勝ち負けだけではなくて——「ここまでやつてもダメなのか？」と事実を知らしめることが必要だ、と自分では思つていると、泉水さんは確信に満ちた口ぶりで話していました。

30分の面会時間はあつという間に終わります。

8月27日

泉水博拝

公判報告ダイジェスト版

水田ふう

2017.3.23 第5回「順変」義務付け請求訴訟口頭弁論

とにかく、泉水さんは、現在の「無期」+「3年」の状態から、順序を変更して、まず「3年」を先に終えて「無期」だけの状態になる必要があります。

無期懲役囚は「獄中30年をすぎたもの」には仮釈放の申請権が定められている。

泉水さんは、すでに獄中44年や。

なんで「順変」しないのか——「マル特」(「い」いつは絶対外に出すな)という検察内部の「ブラックリスト」指定になつてゐるからか?

この「マル特文書」開示要求に、国・被告はあくまで「必要なし」の返答。それで、裁判所が判断するというので、少し期待してたけど、「却下」の通知。(3月6日付)わたしら、もうがつかりして、傍聴席に座つてると、入廷した裁判長は、いつもどおり「起立」「礼」をだれよりも丁寧にして、着席するなり、なんと傍聴席のひとりひとりに語りかけるように、「文書請求は却下」という判断をしましたが、そのことについて、少しお話します」と語りだしたんや。そんなこと前代未聞らしい(傍聴人の力は大きいんやな)。

裁判長——この裁判の争点は、東京高検が泉水さんの順変をしなかつたことを違法とするかどうかにある。

通常、複数の刑があれば重い方から執行するが、泉水さんのケースのように無期が先に執行されると、ずっと仮釈放の対象にならないという事態が生じ、人権上アンバランスだ。順変するかどうか、その判断は、個々の検察官が独自に判断しているとは考えにくい。実際の運用にあたつての、内部資料があるはず。さらには、泉水さん以外の受刑者の順変の運用状況を示す資料があるはず。

そういう過去の実績とつき合わせることで、今回の泉水さんへの処分が不適当かどうかの判断が下せる——というものでした。

2017.6.1 第6回「順変」義務付け請求訴訟口頭弁論

前回、裁判所が刑の順序変更に関し、審理基準や運用実態の提出を求めたのに対し、被告・国は「提出する必要はない」「順変をおこなわないのは、別に違法でもなんでもない」「するしないは検察の裁量だ」と。さらに、「無期というのは終身にわたつて懲役刑を受刑しなければならない」——なんてとんでもないことをいいだした。

それに対し裁判長は、「順変」は「たとえ検察の裁量にまかせられていても、なんらかの判断基準があるはず」「判断基準にしている文書を提出しなさい」「文書を出さないのであれば、裁判所が判断します」「原告の陳述書と人証で直接の調べをおこないます」と、申し渡した。ところで、前回までの、少し気弱な、返答に困るとすぐ頭をかく「被告・国の代理人」が、まるでヤクザみたいな、横柄な態度まるだしの男に変っていた。

2017.7.20 第7回「順変」義務付け請求訴訟口頭弁論

なにしろ、はじめから両手を頭の後ろに組んで、椅子にふんぞりかえつてゐるんやから。国側が、たとえ敗訴におよぼうとも、「どんな文書類」も絶対に出すもんか、といつてゐようやつた。さすがに裁判官も、「不愉快な奴」と思つてゐる顔つき。

わたしなら即刻、「法廷侮辱罪」で「退庭」を言渡すね。

この「義務付け請求訴訟」をする前、泉水さんは一人で「順変」訴訟をおこし、それで明らかになつたことがある。平成22年7月、当時の岐阜刑務所の所長・浦寛美という人が、東京高検検事長に、泉水さんの「順変申請」をだしてたんや。結果はあつさり「却下」だつたけど、少なくとも現場の刑務所長が、泉水さんの受刑態度を「良」とし「仮釈放すべき」と判断して、「判子を押した」ということやんか。

仮釈放の要件を満たしてゐる者に対して、順変をするのは、「検察官の義務」であるはず。それをおこなわないといふことは、検察の法治主義違反! 裁量権の逸脱濫用! 国賠法上違反! というべきである。検察官は、泉水さんに対して「義務として順変をおこなわなければいけない」というのが、この「義務付け請求訴訟」の趣旨です。

で、「順変申請」した岐阜刑務所所長・浦寛美氏と泉水博士さん二人の証人申請を求めました。この証人が認められるかどうかが、この裁判のおおきな山場。今回も東京、関西などから多くの方が傍聴に来てくれました。

次回「順変」義務付け請求訴訟は、10月19日(木)午後4時、名古屋地方裁判所、1102号法廷です。

ところで、今回順変の法廷劇場に異変が起つた。国・被告の代理人は、前回と同じ(絵の男)人物やつたんやけど、安田弁護士が「あれ? また前のおとなしい人にもどつたのか?」というほど、あの横柄な男は一体どこにいったの? こんどもあんな態度するなら「おれが注意する」と安田さん言つてたから、わたしそれを楽しみにしどつたんや。それが、ふんぞり返るどころか、最初から最後まで、裁判官に「はい、結構です」「はい、わかりました」とまるで揉み手でもするような変身ぶり。

裁判官が検察庁に出向いて注意したんとちがうか? といふ世間の批判をおそれたんだ。権力は、どこにでも目を光らせて、どんな情報もつかんできるんだから」つて。

あの絵は、F君が描いてくれたんやけど、それほどの威力があつたとは!





読者から

泉水国賠・第1回公判は、2011年10月13日。

裁判はじめて、ことしで6年。

明治にできた監獄法が、100年ぶり、2006年に「改正」されて、親族以外でも面会や手紙のやり取りができるようになった。

それでわたくしら、岐阜刑の泉水さんに面会に行くようになったんやけど、ある日突然「親族以外は不許可」を言渡されて、「裁判」することになった。

「面会不許可」にされたけど、裁判をはじめたら、「裁判の打合せ」ということで、わたくしら原告は、毎月泉水さんと「面会」することができているけど、控訴審「判決」如何では、今後どうなるか――

*

さて、これまでこの裁判を続けてこれたのは、第一に、弁護を引受けたわたくし、安田好弘弁護士、山下幸夫弁護士のおかげです。

といつても、当然お支払いせないけん交通費（東京から名古屋・新幹線）・裁判資料のコピー代などの実費すら、2人分は出せていないのです。

カンパを！おねがいです!!

交通権の共同訴訟のほか、「順変」の義務付け請求訴訟もはじめたし、そのほか、岐阜刑まで泉水さんに面会に行ってもらってるし……

さらに、この300部強発行の「つうしん」の作成、発送経費にも、毎回3万円ちかくかかる。

これまで、原告からの徴収と、「つうしん」を発行するたびに寄せていただいた読者の方々からのカンパで、どうにか当座のお金の工面はできてるんだけど、10月の二度の公判と、泉水さんに面会に行ってもらうまでの交通費すら、どうにも足りない――というところまで逼迫しています。

どうか、お一人、1000円でも2000円でも、裁判費用のカンパを、おねがいできませんでしょうか。



▼カンパ先

郵便振替 名称：泉水さんを支える仲間の会
番号：00860-9-153784

●新任の統括官に真っ当な人が来てよかったです。不当なことが平気でまかり通つていいなかで、このような話はホツとします。どんな場所にも真っ当な個人は少数ながらいるのですね。

●面会記――心から良かつたなあと思いました。事実はどうだつたかを見ようとした統括官。統括官に訴えてくれた同室者、訴えを受けとめた統括官。同室者は、ふだんの泉水さんと接していることもあって、どういう人か、わかつていたんでしようね。

「一代の操守」の「操守」は、広辞苑によれば「心にかたくとりまもつて、かわらぬこと。みさお。節操」とあります。この言葉もいいですね。「つうしん」を通してと、松下龍一さんの『怒りていう、逃亡には非ず』の泉水さんしか知らないのですが、きっと感じてるままの人だと思います。

容疑が晴れたこと。それは当たり前のことではあるが、それが通らぬのが獄中。大拘の林真須美さんのことを思いました。カビだらけの部屋、陽がほとんど差し込まない部屋、風通しがない部屋、極暑、極寒、凍死者の出る部屋、制限された外部交通、抗議しても却下、無視。いじめ、差別、早く死ねと言わんばかりの処遇。

この統括官のように、眞須美さんにきちんと向き合おうとする人が一人でもいれば……と思思います。

貴重な人だと、この統括官のことを思いました。読むのが遅くなりました。読めて良かつたです。

●「順変」義務付け請求訴訟、裁判長の判断に一筋の光明を見る思いがしました。マル特は、他の収容者も関心のある文書なので、是非開示を望みます――

●日本の行刑は未だ応報刑と堂々と論じるのですね。いつの時代やねん、と思います。私は、戦後、さすがの日本でも形

だけでも教育刑という考えに変わってきたと教わりました。時代が、逆行しているのですね。

●泉水さんは「意志の人」「信念の人」ですね。ご本人は無論のことですが、支えている周囲の方々のためにも、一日も早く解放されることを願うばかりです。

千葉・A

●「つうしん」11号、裁判での傍聴者の存在、大きいんだなと思つて読みました。毎回のよびかけにこたえられなくて

大阪・N

…

●大雨大丈夫でしたか？ 10月の判決には行きたいと思つていますが、まだわかりません。地元のミサイル訓練に抗議したら「サンケイ」が全面攻撃！

茨城・K

●夏か秋か解らない天候ですね。夫も私も定期的に検診していく今のところ大丈夫です。ふうさんもあまり歩かないと足が弱りますよ。スーパーの中や百貨店や本屋の中を歩いて、足が弱らしいようにして下さい。心臓の血管が破れないようにゆっくりゆっくりです。

兵庫・M

●トランプを大統領に選んだアメリカ国民を笑つてはいられない。安倍政権も自民党も支持率は相変わらず高い。奴らの為に下を向いて歩くこと丈^{たけ}はイヤだね。

長野・K

鶴飼町から

うちの庭に隣接する七軒町の小さな神社、先月からおおがかりな改修工事がはじまつた。尺貫法でやりとりしての大工さんの声。

九時仕事始め。お昼一時間、一〇時と三時に三〇分ずつの休憩。六時仕事終い。ツクツクボウシが鳴いてる夕暮れ。今年の夏は本当に暑かつた――

*

このごろ、とみに物忘れがひどい。裁判の日、東京から来る中島くんとJR名古屋駅で待ち合せた。約束の場所に



犬山橋と雲 2017.8.19

■ 泉水国賠つうしん 12号(通巻16号)
発行人 水田ふう 愛知県犬山市鵜飼町六六六

平成の世になつて わたしや ますます きがめいりやす
人類は一日も早く、滅亡したらしい。最後は乏しきを分
かって、お互いに助け合つて滅びていけば、それでいいん
じやないか——と、わたしは密かに思つているのです。(風)

江戸が明治になつて 戦争にあけくれ 昭和の敗戦を経験

しても なにも学ばず

今年の夏、犬山は大雨に二度も見舞われた。七月は一時間に一二〇ミリ、八月は一一〇ミリの雨やつた。最初のときは、全市に避難勧告まで出た。でも、犬山いうても広いんだ、そこが犬山市とは知らんかった。
わたしは雨の中、パーマ屋さんへ髪を切りに行つた。川みな。川が決壊して、家屋が浸水した地域がTVに映つたけど、そこが犬山市とは知らんかった。

『江戸川柳辞典』(東京堂出版、一九六八)によると、「めりやす」江戸長唄の一種、しんみりした情緒に富み、大いに流行した。めりやすの称は、気がめいりやすと評したのから出した。とも、芝居の場面によつて曲節を伸縮させるからともいう。「滅入りやす」を、「ひとつやつてくんねえ」と、江戸の町では「めりやす」が流行つたそな。

かなるほどな。

じゃ、わたしは薬飲むのやめにしよ。まんじゅう、週二くらゐに我慢できるから。で、このごろ、体調はだいぶまし。やつぱり、まんじゅう食わんと元気がでんよ。

*

がんの薬は飲むのしばしば忘れるのに、糖尿の薬は毎日欠かさず。菓子類もいつさい口にせずの優等生。だのに、家中でもふらつとするし、体調すぐる悪い。

近所の和菓子屋さんのおばさんは、まんじゅうが大好きで、毎日まんじゅうを食べて。糖尿の薬飲んでるから大丈夫だつて。ななめ向かいのお母さんも、糖尿の薬、ちゃんと飲んでるから、好きなもんなんでも食べとるよ、つて。そういうに。

*

「糖尿病」と認定されて、薬を飲むようになつた。
かかりつけのお医者さんが言うには、「外出するとき、低血糖でふらつときたりしますから、あめ玉もつて出かけるよう」と。

*

立つてゐたわたしを見つけた中島くんは、「なんでわたし、ここに立つとうだ?」と訊かれて、驚愕したらしい。

こないだは、郵便局のお兄さんに「ここに署名おねがいします」と言われて、「わたし誰だけ?」——だつて。

*

泉水さんと歩くとき

深田直三

いつの日にか。

泉水さんと川のせせらぎを目にして、鳥のさえずりを聞きながら、歩を進め、山を仰ぎ見て、雲の流れるのを眺めて。

「あつ、雨が」

「いいんだよ。濡れて」とあなたは、答えるだろうか。

ウルグアイの大統領だったムヒカさんが日本に来られたとき、人生でもっとも幸せに感じたのは「長年(13年)投獄されていた刑務所から出て、雨の中を散歩したときです。雨のしづくが顔を伝つて口に入り、舌に触れた瞬間です」と言いました。

袴田さんは、「正しければ、最後は勝つ」と語っています。フットワークのトレーニングを始めたそうです。

安田さんは顧問先不動産会社に強制執行妨害を指示したとして身体拘束計296日間を経験された。9回目の保釈請求・4回目の保釈許可時、東京地裁は高裁あてに、異例の意見書を出すに至りました。「このまま安田さんを勾留することは著しく正義に反する」

泉水さんについても、同じように良い結果を願います。

さて、散歩の続きは満月か、降るような星の夜がいいですね。

別の本でムヒカさんは、「人は独りでは生きていけない。恋人や家族、友人と過ごす時間こそが、生きることなんだ。人生で最大の懲罰が、孤独なんだよ」と独房生活を顧みています。私は泉水さんの友人として親しく過ごせる時間を持たせていただけるものと信じています。

ら、ザブザブ歩いて、帰つてきた。

鵜飼町 자체はなんともなかつたんやけど、わが家はえらいこつちやつた。大雨でなくとも、ちょっと雨が降ると、うちの「坪庭」はいつも池になる。床下浸水はいつものこと。たぶん床下は腐つてしまつて。台所は歩くとぶわんぶわんして、足がつきぬけそう。

二度目の大雨の夜やつた。「とゆ」は二〇年近く積もつた

土がかたまつて、まつたく機能せず。ドボドボと、水の塊が屋根から庭に落ちてきて、床上浸水しそうな勢いや。

そのどしゃぶりの、モーレツなる様をだまつて眺めていた中島くん……突然、パンツ一枚になって、二階の屋根に躍り出た。何をするかとびっくりして見つけると、「とゆ」に手をつつこんで、葉っぱや泥をかき出そうという算段か……。わたしは思わず大声で笑い出した。「闇夜に提灯」ならいいけど、これじやあ「闇夜に鉄砲」「闇夜の錦」やんか。

翌日、「とゆ」を修繕しようとして、脚立のツナギが目玉にぶつかつて、中島くんショックダウン。こんこんと眠つて二日後、眼帯姿で耐熱アルミの万能バンソーコーを買ってきました。金具からとり外した「とゆ」から、「腐葉土」をかき出し、バンソーコーで割れてたところをぐるぐる巻いて、もとの所に繋ぎ直した。

*

人間は一日も早く、滅亡したらしい。最後は乏しきを分かつて、お互いに助け合つて滅びていけば、それでいいんじゃないか——と、わたしは密かに思つているのです。(風)